

## 「江田船山古墳公園」観光案内板設置までの経緯

道の駅きくすい南側の石人横に設置した「江田船山古墳公園」の看板が見づらいと、町民の皆さんの声が届いています。「どうしてあんなデザインになったのか」また、「いくらぐらい掛かったのか」などの質問も寄せられています。

このような声を受け、看板設置に至った経過などについてご説明します。

これまで江田船山古墳の周辺は「肥後古代の森」、「万世の都」、「肥後民家村」と様々な名称で呼ばれてきました。

これでは、町内はもとより町外から訪れた人々にも分かりにくいとして、名称を「江田船山古墳公園」として統一するよう関係団体から町にご意見をいただきました。また、町議会でも名称の統一について一般質問があり、何らかの名称統一を図ることとして検討に入りました。

町では、これらのご意見を踏まえ、関係各課などで協議を重ねました。その結果、国指定史跡である江田船山古墳の名を前面に出した名称にすべきと、「江田船山古墳公園」とすることに決定しました。

看板の作成については、設計業者と協議を重ね、文字の色は古墳をイメージさせる朱色とし、背景には江田船山古墳一帯で開催される古墳祭の主役である卑弥呼と松明行列の様子をプリントすることで、古墳祭もPRしたいと考えました。



その結果、肝心の「江田船山古墳公園」の文字が見えづらくなってしまい、思いとちがった結果となってしまいました。

看板設置の事業費は、4,895,653円で、財源は国からの地域活性化・生活対策臨時交付金活用事業を活用しました。

町では、看板設置後の「見づらい」、「わかりにくい」などの意見を踏まえ、当初の目的である「江田船山古墳公園」の文字が鮮明になるよう背景を白色にし、文字の幅を広くしました。改修に要した費用は、890,400円です。

最後になりましたが、今後は、今回の町民の皆さまからの声を無駄にすることなく、町観光振興の様々な取組みに生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

本庁経済課

## 耕作放棄地対策

農地は、食料生産の基盤であるとともに、水源のかんよう、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を持つ、町民共通の財産です。

近年、本町においても、農業者の減少や農業所得の減少などの原因により耕作放棄地が増加しており、その解消が重要課題となっています。

そのため、国や県では耕作放棄地を積極的に解消する事業を実施し、農業生産力の回復や美しい農村景観づくりを応援します。

耕作放棄地を解消すると、10a当り下記のような補助があります。

	農用地区域内	農用地区域外
自己所有地	県事業対象 交付単価 2 万円	県事業対象 交付単価 2 万円
自己所有地以外	国事業対象 3 万円～（荒廃程度による）	県事業対象 交付単価 3 万円

※解消する前に必ず写真が必要になりますので、まずは相談を。

# ～遊休農地活用イエロープロジェクト事業～

平成23年3月の新幹線開業に伴い、ナタネなど景観作物の作付けを行うことにより、耕作放棄地、不作付地の解消を図るとともに、新幹線沿線を中心に美しい農村景観の形成を促します。

事業内容：景観作物を作付けする面積10a当り定額1万円を交付します

- 対象農地：耕作放棄地、不作付地、年間におおむね半年以上が利用されていない農地（裏作）
- 対象作物：ナタネ、ヒマワリ、ソバ、コスモス、レンゲなどの景観作物
- 実施場所：①新幹線沿線、在来鉄道沿線  
②国・県道沿線（道路端から100m以内）  
③その他市町村長が特に必要と認める場合
- 事業主体：住民組織、その他任意組織（3戸以上）  
（組織の代表者、活動内容を定めた規約などがあること）
- 事業期間：平成22年度～23年度（2年間は継続していただくようお願いします）
- 申請時期：5月末まで（コスモス、ヒマワリ、ソバなどの場合）  
8月末まで（ナタネ、レンゲなどの場合）

※景観形成と併せて対象作物を利用するための機械などの導入1/2補助もあります。  
（搾油、製油などの機械）

※予算は限られていますので、必ず採択されるとは限りません。耕作放棄の再生利用が多いものから優先することも考えられます。

問い合わせ先 本庁経済課農業振興係 ☎0968・86・5725(ダイヤルイン)  
本庁農業委員会 ☎0968・86・5727(ダイヤルイン)

## 森林組合からのお知らせ

### 自己負担なしで間伐ができます（人工林間伐の補助制度について）

和水町では、みどりを守り育てていくため、間伐事業を推進しています。

私たちにきれいな水や空気をもたらしてくれる大切な自然を、次の世代に引き継いでいくため森林の整備を実施しましょう。

事業名	森林環境保全整備事業	針広混交林化促進事業
樹種	スギ・ヒノキ	スギ・ヒノキの間伐、間伐と同時に起こす侵入竹の伐採
林齢	11～60年生	16年生～
面積	0.10ha以上	0.10ha以上
伐採率	20%程度の通常間伐	40%程度の強度の間伐
伐採木処理	玉切 木材は林内に残置	原則として玉切・集積（集積が困難な箇所においては切り捨て間伐を実施）木材は林内に残置
負担金	事業範囲内であれば負担金はありません。	事業範囲内であれば負担金はありません。
その他	事業実施後5年以内は皆伐や転用はできません	町と森林組合・所有者との20年間の皆伐禁止の協定を締結します。
前年度実績 (21年度)	申請人数 70人 申請箇所 119箇所 実施面積 50ha	申請人数 28人 申請箇所 60箇所 実施面積 29.25ha

第1回申請期間 平成22年8月31日(火) まで

●事業に関する問合せ先（詳しくは下記にお尋ねください。）

玉名森林組合 ☎0968・34・2052 和水町役場経済課 ☎0968・86・5725(ダイヤルイン)

間伐実施前



間伐実施後

